

平成30年度第2回 半田市介護保険運営協議会 議事録

開催日時	平成30年11月5日（月）	14時00分～15時40分
開催場所	半田市役所庁議室	
会議次第	【報告】 （1）平成30年度第1回半田市介護保険運営協議会議事録について 【議題】 （1）平成30年度事業実施内容について （2）その他（介護保険給付費の実績及び推移について）	
出席委員 (欠席委員)	(会長) 竹内 一浩 (委員) 岡井 誠、(榊原 瑞輝、間瀬 武則)、後藤 章次、加藤 金吉、 (古市 哲夫)、原 早知子、山本 美津穂、廣江 好矩、森川 武彦、山崎 秀和、部田 かね代、(小田 京子)、来島 修志、松井 一夫、森 美枝、関 正己、鈴木 奈美、加藤 昌子 ※敬称略	
事務局	(地域福祉課) 課長 榊原、副主幹 内藤 (保健センター) 事務長 山口、保健師 薮内 (高齢介護課) 課長 倉本、副主幹 手島、副主幹 村田、主査 吉川、 主査 木村、福祉主事 大崎、事務員 中里 (包括支援センター) センター長 澤田	

次 第	議事概要
【報告】 (1) 平成30年度第1回半田市介護保険運営協議会議事録について 【議題】 (1) 平成30年度事業実施内容について	(事務局) - 平成30年度第1回半田市介護保険運営協議会議事録及び質問に対する回答を説明 (会長) - ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問はありますか。 (特になし) (事務局) - 第7期事業計画の事業実施内容について説明。 (会長) - ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問はありますか。 (委員) 6頁の市による認知症初期集中支援（チーム）と、地域包括支援センターによる認知症初期支援の違い等について伺いたい。 (事務局) - 市による認知症初期集中支援チームの対象となるのは、在宅で生活している40歳以上の者、その中で「認知症が疑われるが認知症疾患臨床診断を受けていない者」、「認知症の臨床診断を受けているが継続的な介護サービスを受けていない者または中断している者」、「認知症疾患の臨床診断を経て介護サービスを受けているが、臨床行動心理症状が顕著なため対応に苦慮している者」、という3点が定義づけられております。地域包括支援センターによる認知症初期支援の対象としては、上記3点も含めて全例となります。上記3点に該当すると判断した場合には、認知症初期集中支援チーム員会議に提出します。しかし、急ぎの対応が必要である場合には、包括支援センターでそのまま対応するといった場合もあります。また、認知症初期集中支援の対応期間が6か月間となりますので、事例によっては包括支援センターに戻ってきて対応を継続することもありますし、認知症初期集中支援チームへ引き継ぐ前に、担当ケアマネが先に動くといったこともあります。 前年度で地域包括センターにおいて相談を受けている実数が176件、うち初期集中支援チームに提出したのが14件なので、約1割程度を初期集中支援チームに流していますが、匿名性の高い相談もありますので、トータルの相談数の割には初期集中支援の方が伸びていないということが課題として挙がっています。困難事例をどこまで初期集中支援チームに流すかというのを今後の課題としていきたいと思っております。

(委員)

- ・これは意見ですが、地域包括支援センターによる認知症初期支援も、認知症の対応に特化したケアパスというか、対応データの「見える化」をする等して、データを蓄積していくと良いと思います。例えばモデル事例を紹介するというようなことです。具体的には、初期認知症の方はこういうサービスを使われて認知症の状態を維持できる、こういう疾患の方はこういうサービスを使うと半年位で状態がよくなる、といったように様々あると思います。そういうモデル事例パスみたいなのを作られると良いのではないかと思います。

(委員)

- ・3頁のボランティアポイント制度の検討状況について伺いたい。

(事務局)

- ・ボランティアポイント制度導入の進捗としては、行政内部ではボランティアポイントについての課題、長所・短所について話しをしていますが、地域包括ケアシステム推進協議会や、第一層の介護予防生活支援協議会で協議というところにはまだ至っていません。

ボランティアポイントの長所はボランティアの方に対してポイントを付けて、それがモチベーション、やる気につながるということです。一方ボランティアに報酬をつけるというのは制度の趣旨に合っているのかという意見もありますので、今後協議していきたいと思います。

他市町の制度では、現在介護サービスは使っていないが、健康なうちにポイントを貯めて、将来自分が介護サービスを使う時にサービス利用料として使うことができる、色々なグッズに交換できるといった例がございます。なにか決まったものがあるということではなく、各市町村でそれぞれ考えております。

(委員)

- ・5頁の若年性認知症の方への取り組みについて伺いたい。

(事務局)

- ・まだしっかりとした取組はできておらず、他市町の取組状況も把握できておりませんが、愛知県では若年性認知症の疾患の相談窓口があり、半田市でもそこから若年性認知症をしっかりと地域の輪につなげて、就労支援につながるという事例は出ています。

(委員)

- ・若年性認知症の方を把握する方法ということで、県レベルでは「若年性認知症コーディネーター」という方がおられ、ここに相談することができるので、連携を進められると良いと思います。若年の方からも相談を受け付けるということを市民アピール、啓発をしていくことが重要じゃないかなと思います。更に民間企業から相談等がきた時に、市としてチームを派遣して相談に応じられれば良いと思う。

(委員)

- ・若年性認知症の人の把握が難しいということで、どこも悩んでいると思います。市や社協も相談に来た方については分かるのですが、家族の方は言いたくないというのが根底にあり、なおかつ個人情報の扱いの問題がなおさら把握を難しくするという状況に至っていると思われます。このままでは家族の方が孤立をしてしまう残念な状況もあるので、やはり地域の方、地域の力としての民生委員の方が常日頃から気安く相談しやすいと思いますが、行政として、把握するための具体策や今後の方向性があるなら伺いたい。

(事務局)

- ・先ほど委員も仰せられたように、民間企業との連携とか協働というのは必要不可欠と考えますので、若年性認知症に関しても協力していきたいと思います。把握は難しいことから、地域や民間企業への普及啓発というところが必要になってくると思います。2年ほど前に若年性認知症への対応ガイドラインを別冊という形で一度作ったことがあります。それから2年が経過し内容が古くなっておりますので、愛知県の認知症アドバイザー制度などを活用し内容を見直したうえで、方向性を詰めていきたいと思います。

(委員)

- ・8頁の緊急通報装置事業で、私が関わっている方のお宅で電話の子機のところに訪問介護の電話番号と、緊急通報装置のボタンが一緒に置いてあります。そこで、何かあったときには訪問看護と緊急通報装置のどちらに連絡すれば良いか聞かれた場合には、訪問看護に電話してくださいというように伝えてあります。その方が医師に伝わるからです。そうすると緊急通報装置はいらないのでは、とお伝えしても、「無料だから、ずっと置いておく」と仰せられ、税金の無駄遣いだと思いますがいかがでしょうか。併せて、装置使用者159人のうち介護保険の認定を受けている方は何人かということと、その中で医療保険・介護保険それぞれ24時間のサポート体制を受けている方が何人いるかということと、一人当たりいくらを払っているかを伺いたい。

(事務局)

- ・人数等については調べて次回に報告させていただきます。緊急通報装置は、高齢者の方が急病や事故などの緊急事態を通報するための装置となり、24時間体制の緊急対応のサービスとなります。介護保険や医療保険でのサービスの利用状況等は、新規利用申請時のみ聞き取りをしているだけで、それ以降市は把握をしておりません。古くから緊急通報装置貸与事業を利用している方の体調が悪くなって、24時間訪問看護を利用するようになり、その結果緊急通報装置と24時間訪問看護の両方を利用していると思われます。

利用料は、非課税世帯の方は通話料のみとなります。課税世帯の方は通話料に加えて、月々1,738円をお支払いいただいております。利用されている方の大半は非課税世帯です。不要という話があれば簡単に取り外すこともできます。

(委員)

- ・行政として、利用状況の把握はしていますか。

(事務局)

- ・毎月事業委託先であるALSOOKから利用状況が市に報告されるので、把握はしています。

(委員)

- ・市からALSOOKへの1人あたりの委託料は分かりますか。

(事務局)

- ・調べまして、次回報告をさせていただきます。

(委員)

- ・この10月からごんくるバスが実施されていますが、過去に市がコミュニティバスを計画して、挫折していますね。最近、ごんくるバスを見ると、その時に乗車している方が2人、ないしは3人という状況にみえます。実施されて一か月が過ぎたわけですが、成果が数字として出ていますか。

(事務局)

- ・全部で3路線あり、それぞれの乗車実績数等の件数は私どもの方にもまだ届いておりません。来年年明けあたりにはみなさんからご意見をいただきたいと、防災交通課は言っておりますので、検証はもちろんやっていきます。その中で、この3路線以外に、それぞれの地域ごとに本当に細かく回るバスも計画しているものですから、そこへどう繋げていくかというところが、それぞれの地域ごとでの話になってくると思います。先は不透明ですが、計画はしているというところです。

(委員)

- ・今のバスが確か1方向のみで、反対回りがありません。経費の関係もあるのですが、ぜひ反対回りも作っていただけると、もう少し利便性が向上すると思います。

(事務局)

- ・短区間を移動するだけでもぐるりと回らないといけないというのは、最初の検討にもありました。それが右回り・左回り両方となると、効率的に移動できるということもありますので、それをどうするかというのは今後の検討課題です。

(委員)

- ・9頁の避難行動要支援制度について、市から区長へ避難行動要支援者名簿というものが提出されました。実際に災害が起こったら、自治区と

して名簿に載っている全員を救助することを義務付けられるのでしょうか。義務付けとなると、救助活動中に自分も被災するということが実際起きかねないですし、名簿に乗った人も絶対助けてもらえるのだということで、ある程度動けそうな人でも待ってしまい、余計に災害に遭いやすくなるということも起こりうると思います。

ですから名簿作成の際には、全市民に、この名簿に載った人にはこういう救助があります、また、救助する側としては、救助に行けなかったとしても自分の責任ではない、ということを周知してもらいたい。そうすれば、こういう名簿はもっと生きてくると思います。

(事務局)

・避難行動要支援者名簿は、障がいや高齢で自宅にいらっしゃる方を、行政だけで半田市全員の方を救助に行くことは難しいので、災害があったときにはどういう体制が必要になるのかを地域で考えていただきたいというのが前提にあり、名簿を作らせていただいております。名簿について、こういう方々がいらっしゃいますよということでご案内はさせていただくのですが、町内で救助に行かなければならないという義務はありません。区長さん、民生委員さんのところに、避難行動要支援者がおられるという名簿を、個人の了解を得たうえで、お渡しさせていただいているのが現状です。どういう状態で救助に向かうとかは、自治区等で検討していただけると幸いです。

(委員)

・市民全体にこういう名簿を作っています、ということを周知することとはしないのですか。

(事務局)

・名簿を作成しているということは、色々な場で話してはいます。

(委員)

・こういう名簿だと、手挙げした人が名簿に載ってくるわけで、民生委員が声をかけた人のみとなります。しかしそれ以外の人も支援の必要があるかもしれないので、もっと広く周知したらいかがでしょうか。

(事務局)

・避難行動要支援者名簿は、要介護など一定の基準を超えた方全員を対象としていますが、行政協力員会議や民生委員の地区民協の場でも説明させていただいておりますとおり、本人や家族から申し出いただければ名簿に載せることは可能ですので、よろしくお願いします。

(委員)

・家族の同意は得るとしても、一人住まいの方が問題ですね。

(委員)

・要介護5で人工呼吸器を使用して、動けない寝たきりの難病の方もたくさん見てきたのですが、逆に載せるとみんなに迷惑をかけるからと、

何度勧めても絶対名簿に載せないという方もいらっしゃるの、なかなか難しい問題だなと思います。本当に個人情報のことや、個人の倫理観や人生観で、地震が来たら家で死ぬとおっしゃられる方もいらっしゃるの、なんともできないですね。

(事務局)

・自治区や民生委員にお渡ししている名簿は、本人の了解を得た分のみですが、大規模な災害等が発生した場合には、同意を得ていない方の分も関係者にお渡しし、安否確認等に活用いただきたいと考えております。

(委員)

・3頁のボランティアに参加しやすい仕組みづくりで、はんだまちづくりひろばのボランティア支援と、社協内にあるボランティア地域ささえあいセンターのボランティア支援との違いと、次頁のげんきスポット事業の補助対象というのは、社協が取り組んでいる「はなちゃん」などとは全く別のものなののでしょうか。社協ではなく市としてやっているということよろしいのですか。

(事務局)

・はんだまちづくりひろばは行政が運営しており、ボランティア地域ささえあいセンターは社会福祉協議会が運営しているということで、設置運営者に違いがあります。以前は行政が運営する市民活動支援センターと、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターという2つがあり、この2つを一緒にしたのがはんだまちづくりひろばだったのですが、昨年当初にこのはんだまちづくりひろばは行政だけで運営するものになり、新たにボランティア地域ささえあいセンターを社協が始めることとなりました。

(委員)

・地域でボランティアを始めるにあたって窓口が2つあると混乱したりしますし、できれば窓口か所で問い合わせできるように、統一してもらいたい。団体登録はまちづくりひろばでして、助成を受けるという時には社協の方でということになり、団体としては同じ福祉団体なのに、なかなか仕組みが難しいというところがあります。協働ということで定期的に会議とかの情報共有の場は必要かと思います。

(事務局)

・情報共有というところでは、もともと同じところにいたまちづくりひろばの市民協働課の職員と、社協のボランティア地域ささえあいセンターの職員の行き来は、日常的に今も行われておりますので、まちづくりひろばの団体として登録をされて、助成金のことの相談であれば繋いでいただけますし、社協の方にサロンボランティアで、「はなちゃん」助成金とか、団体の立ち上げ資金の相談のことで来ていただいて、実際具

(2) その他 (介護保険給付費の実績及び推移について)	体的に活動するにつれて、まちづくりひろばの団体として登録したいということであれば、そちらの方の登録のご案内もできます。先ほどのげんきスポットの補助金は、サロンに限らず、体操教室等の高齢者の通いの場となる活動に対する補助金です。 (事務局) ・介護保険給付費の実績及び推移について説明 (会長) ・ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問はありますか。 (委員) ・資料2の1番下、介護老人福祉施設、介護老人保健施設とありますがそれぞれどう違うのかということと、施設数はどのくらいあるのかを伺いたい。 (事務局) ・介護老人福祉施設というのはいわゆる特養というもので、半田市には三か所ございます。介護老人保健施設は老健というもので、介護老人保健施設は症状が安定し、リハビリに重点を置いた施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられる施設で、市内には4か所ございます。 (会長) ・他に無いようでしたら、これにて本日の会議を終了いたします。
---	---